

第42期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

1. 企業集団の現況に関する事項
- (8) 主要な事業所
3. 会社の新株予約権等に関する事項
5. 会計監査人に関する事項
6. 業務の適正を確保するための体制
及びその運用状況の概要

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

【計算書類】

株主資本等変動計算書
個別注記表

(自 2021年9月1日)
(至 2022年8月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(8) 主要な事業所（2022年8月31日現在）

当社の主要な事業所

本社 池袋本部 東京都豊島区南池袋二丁目49番7号
 高田本部 東京都豊島区高田三丁目23番23号

区分	都道府県名	市区町村名	事業所名
営業店舗	北海道	札幌市	札幌店
	群馬県	高崎市	高崎東口店
	茨城県	水戸市	水戸駅店
	埼玉県	さいたま市	大宮西口そごう店
			所沢市
	千葉県	柏市	柏店
		船橋市	船橋駅 F A C E 店
	東京都	豊島区	池袋本店 池袋カメラ・パソコン館 池袋西口店
		千代田区	有楽町店 A K I B A
		中央区	日本橋三越
		港区	赤坂見附駅店
		新宿区	新宿西口店 新宿東口駅前店 新宿東口店
		渋谷区	渋谷東口店 渋谷ハチ公口店
		八王子市	J R 八王子駅店
		立川市	立川店
		調布市	京王調布店
		町田市	町田店
		多摩市	聖蹟桜ヶ丘駅店
	神奈川県	横浜市	横浜西口店 新横浜店 イトーヨーカドーたまプラーザ店
		川崎市	ラゾーナ川崎店
		相模原市	相模大野駅店
		藤沢市	藤沢店
	新潟県	新潟市	新潟店
	静岡県	浜松市	浜松店
	愛知県	名古屋市	名古屋駅西店 名古屋 J R ゲートタワー店
	京都府	京都市	J R 京都駅店
	大阪府	大阪市	なんば店 あべのキューズモール店
高槻市			高槻阪急店
八尾市			アリオ八尾店
岡山県	岡山市	岡山駅前店	
広島県	広島市	広島駅前店	
福岡県	福岡市	天神1号館 天神2号館	
熊本県	熊本市	アミュプラザくまもと店	
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島中央駅店	
			合計 45店舗

区分	都道府県名	市区町村名	事業所名
商品センター	埼玉県	東松山市	東松山センター
	千葉県	船橋市	船橋センター
	愛知県	名古屋市	名古屋センター
	大阪府	堺市	大阪センター
	広島県	廿日市市	広島センター

(注) 商品センターは、株式会社コジマ及び株式会社ソフマップとの統合センターであります。

株式会社コジマ（子会社）の主要な事業所

本社 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

池袋本部 東京都豊島区南池袋二丁目49番7号

地区名	都道府県名	事業所名	店舗数
北海道	北海道	コジマ×ビックカメラ函館店 コジマ×ビックカメラライオン西岡店	2
東北	青森県	コジマ×ビックカメラ弘前店	1
	岩手県	コジマ×ビックカメラ盛岡店	1
	宮城県	コジマ×ビックカメラライオンモール名取店 コジマ×ビックカメラライオンモール新利府北館店	4
	秋田県	コジマ×ビックカメラ卸田地店	1
	福島県	コジマ×ビックカメラ福島店 コジマ×ビックカメラいわき店	7
北関東	栃木県	コジマ×ビックカメラ宇都宮本店 コジマ×ビックカメラ宇都宮テラス店	12
	群馬県	コジマ×ビックカメラ高崎店 コジマ×ビックカメラスマーク伊勢崎店	3
南関東	埼玉県	コジマ×ビックカメラ新座店 コジマ×ビックカメラ越谷店	19
	千葉県	コジマ×ビックカメラ柏店 コジマ×ビックカメラららぽーとTOKYO-BAY店	9
	東京都	コジマ×ビックカメラ江戸川店 コジマ×ビックカメラ用賀店	28
	神奈川県	コジマ×ビックカメラ梶ヶ谷店 コジマ×ビックカメラ横須賀店	12
北陸甲信越	新潟県	コジマ×ビックカメラ新潟店 コジマ×ビックカメラ上越店	2
	富山県	コジマ×ビックカメラファボーレ富山店	1
	山梨県	コジマ甲府店 コジマ×ビックカメラ甲府バイパス店	2
中部	静岡県	コジマ×ビックカメラ静岡店 コジマ×ビックカメラ富士店	5
	愛知県	コジマ×ビックカメラ熱田店 コジマ×ビックカメライー・アス春日井店	7
	三重県	コジマ×ビックカメラアピタ四日市店	1
近畿	京都府	コジマ×ビックカメラ高野店	1
	大阪府	コジマ×ビックカメラ大東店 コジマ×ビックカメライオンタウン茨木太田店	6
	兵庫県	コジマ×ビックカメラ尼崎店 コジマ×ビックカメラ名谷店	4
中国	広島県	コジマ×ビックカメラ広島インター線井店 コジマ×ビックカメラライオンモール広島府中店	3
	山口県	コジマ×ビックカメラ山口宇部空港店	1
九州	福岡県	コジマ×ビックカメラ福岡春日店 コジマ×ビックカメラ八幡店	5
	熊本県	コジマ×ビックカメラ熊本店	1
沖縄	沖縄県	コジマ×ビックカメラ那覇店 コジマ×ビックカメラライオンモール沖縄ライカム店	3
合 計			141

株式会社ソフマップ（子会社）の主要な事業所

本社 東京都千代田区外神田一丁目16番9号

区分	都道府県名	市区町村名	事業所名				
営業店舗	宮城県	仙台市	仙台駅前店				
	埼玉県	さいたま市	大宮店				
			川越市	川越店			
	東京都	豊島区	ビックカメラアウトレット×ソフマップ池袋東口店	Re Collection池袋店			
			千代田区	A K I B A パソコン・デジタル館	A K I B A 駅前館	A K I B A アミューズメント館	A K I B A U-S H O P
				港区	Re Collection新橋店		
				新宿区	新宿店		
		中野区	Re Collection中野ブロードウェイ店				
		立川市	立川店				
		町田市	ビックカメラアウトレット×ソフマップ町田店				
	神奈川県	横浜市	ビックカメラアウトレット×ソフマップ横浜ビブレ店				
	静岡県	静岡市	静岡東急スクエア店				
	愛知県	名古屋市	名古屋駅西店				
	大阪府	大阪市	なんば店 ビックカメラアウトレット×ソフマップなんば店	Re Collectionなんば店			
	兵庫県	神戸市	神戸ハーバーランド店				
	岡山県	岡山市	岡山駅前店				
	広島県	広島市	Re Collection広島駅前店				
	福岡県	福岡市	天神1号館				
			合計 24店舗				

その他子会社の主要な事業所

区分	都道府県名	市区町村名	会社名
本社	埼玉県	東松山市	株式会社ジェービーエス
		東京都	豊島区
	株式会社東京計画		
	株式会社ビックライフソリューション		
	株式会社ビック酒販		
	株式会社ラネット		
	東京カメラ流通協同組合		
	豊島ケーブルネットワーク株式会社		
	千代田区	日本BS放送株式会社	
		株式会社じゃんぱら	
渋谷区	株式会社W I L B Y		

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	株式会社ビックカメラ 第1回新株予約権 (2018年11月発行)
発行決議日	2018年10月18日
新株予約権の数	90個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 9,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2018年11月10日～2068年11月9日
保有者数	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）5名

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日となる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社社会社の取締役に対し交付した新株予約権の状況

名称	株式会社ビックカメラ 第4回新株予約権 (2021年12月発行)
発行決議日	2021年11月26日
新株予約権の数	48個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 4,800株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2021年12月14日～2071年12月13日
交付者数	当社子会社(株式会社ソフマップ)の取締役 2名 当社子会社(株式会社ラネット)の取締役 2名

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社社会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	70
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	157

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

連結子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である『企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導業務』等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制の整備のため、次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。（最終改定 2022年9月30日）

（業務の適正を確保するための体制）

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため、「ビックカメラのパーパス」、「ビックカメラ企業行動憲章（以下「企業行動憲章」という。）」、「リスク管理基本方針」及び「コンプライアンスマニュアル」を取締役及び使用人に周知徹底させる。
- ② コンプライアンス担当役員は経営管理本部長とし、コンプライアンス担当部門を総務法務部とする。総務法務部は、コンプライアンスに関するマニュアルを作成するとともに、取締役及び使用人に配布し、研修等を実施することにより、取締役及び使用人のコンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
- ③ 「取締役会規程」及び「本部長会規程」に基づき、会議体において各取締役及び本部長の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
- ④ 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「組織規程」、「職務分掌規程」、及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
- ⑤ 内部統制本部において、内部統制の整備を統括する。
- ⑥ コンプライアンス相談窓口、並びに個人情報及び製品事故に関するお問合せ窓口を設置し、広く社内外からの情報の入手及びその活用を図る体制を整備する。コンプライアンス相談窓口の運用は、「公益通報者保護規程」に従い、取締役及び使用人が社内での法令違反行為等についての相談又は通報を

行いやすい体制を構築、周知するとともに、相談者・通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。

- ⑦ 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する、内部統制本部のグループ内部統制統括部（以下「内部統制統括部」という。）による監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規程」、「情報セキュリティ規程」及び「機密情報管理規程」に従い、適切に対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理担当役員は内部統制本部長とし、リスク管理の統括部は内部統制統括部とする。リスク管理担当役員並びに内部統制統括部は、「リスク管理規程」に基づき、当社及び関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という。）の構築を行い、これを運用する。リスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。また、内部統制本部長は、適宜、リスク管理の状況を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ② 不測の事態が発生したときは、代表取締役社長を長とする緊急時対策本部を設置し、迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- ② 「本部長会規程」に基づき、本部長会は、原則として月1回開催し、重要な決定事項のうち取締役会決定事項以外の決定及び取締役会付議事項の検討を行うこととする。また、必要に応じて、臨時の本部長会を開催する。
- ③ 迅速かつ効率的な業務執行を行うため、執行役員会、各部門会議等の諸会議を開催し、その検討結果を経て本部長会及び取締役会で決議することとする。

る。

- ④ 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。
- ⑤ 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）ごとに業務目標を明確にする。
- ⑥ 電子稟議等のITシステムを活用することにより、業務の効率化及び他の取締役等との情報共有並びに意思連絡の迅速化・簡素化を図る。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合する体制
 - イ 「ビックカメラのパーパス」、「企業行動憲章」及び「関係会社管理規程」その他規程等に基づき、当社グループ全体が一体となって、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制を整備する。
 - ロ 「関係会社管理規程」に定める所管部が関係会社の統一的内部統制を所管する。当該所管部は、「関係会社管理規程」に基づき、内部統制統括部と連携し、内部監査を実施する。
 - ハ コンプライアンス担当部は、関係会社の取締役及び使用人が社内での法令違反行為等について当社への相談又は通報を行いやすい体制を構築するとともに、当社グループの取締役及び使用人に対し、その役職、業務内容等に応じて必要な研修を実施する。
- ② 関係会社の取締役及び使用人の職務の執行に関する会社への報告体制及びその職務の執行が効率的に行われる体制
 - イ 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社との協議等関係会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するとともに、その職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
 - ロ 経営の効率化とリスク管理を両立させ、適正な財務報告を実現するため必要となるITシステムを構築する体制を整備する。ITシステムの構築にあたっては、「情報システム管理規程」や適正な運用体制を整備するとともに、経営環境や組織、業務とITシステムが相互に与える影響を考慮し、適切にその効果とリスクを評価した上で、当社グループ全社レベルで

の最適化、改善を図る。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理の統括部は、当社グループのリスクを適時適切に把握するため、「リスク管理規程」に基づき、関係会社から「リスク管理報告書」の提出を求めると等当社グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、これを運用する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループ各企業は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するために、財務報告に係る規程、内部統制を整備し、その運用を図るとともに、経営環境、組織や業務の変化、変更を評価し、財務報告に係る規程や内部統制の見直しを適時適切に行う。
- ② 取締役会は、当社グループ各企業の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督する。
- ③ 内部統制統括部は、各事業年度において財務報告の信頼性を確保する体制を評価し、その結果を取締役に報告する。評価の結果、是正、改善の必要があるときには、各主管部は、早急にその対策を講ずる。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 「企業行動憲章」に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。」と定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととしている。また、「企業行動憲章」並びに「コンプライアンスマニュアル」を当社グループの取締役及び使用人に配布、更に社内研修等を通して周知徹底に努める。
- ② 総務法務部を反社会的勢力の対応部とし、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。更に、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応方法の指導を受けること等により、体制の強化に努めるものとする。
- ③ 「契約管理規程」に「反社会的勢力との係りに関する調査・確認」の章を設け、新規の取引を検討する会社については、反社会的勢力との係りを必ず調査し、問題ない場合にはじめて、取引を開始することとしている。また、締結する契約書には、行為規範条項を設け、反社会的勢力との係りが無いこと

を保証させ、抵触した事実が発覚した場合には無催告で解除できるようにしている。既存の取引相手についても社内規程上反社会的勢力との係りが無いことの確認を義務化している。

(8) 監査等委員会の職務の執行に必要な体制に関する事項

- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査等委員会補助者」という。）を置くことを求めた場合における監査等委員会補助者に関する事項
 - イ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合、取締役会はその職務を遂行するに足る適切な人材を選定する。
 - ロ 監査等委員会補助者は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの監査等委員会補助者の独立性及び指示の実効性に関する事項
取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの監査等委員会補助者の独立性及び指示の実効性を確保するために、監査等委員会補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - イ 取締役及び使用人は、「監査等委員会規程」「監査等委員会への報告等に関する規程」及び「監査等委員会監査等基準」「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に従い、監査等委員会に次の事項を報告する。
 - ・当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項。
 - ・毎月の当社グループの経営状況として重要な事項。
 - ・当社グループの内部統制統括部及び総務法務部その他監査業務を担当する部の活動概要。
 - ・当社グループの内部統制に関する活動概要。
 - ・重大な法令・定款違反。
 - ・当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事項
 - ・コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況その他コンプライアンス上重要な事項。

- ロ 各部を統括する取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会と協議の上、適宜、担当する部のリスク管理体制について報告する。
- ④ 関係会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 関係会社の取締役、使用人及び監査役、又は、これらの者から報告を受けた者は、法定事項の他以下の事項を監査等委員会に報告する。
- イ 当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項。
 - ロ 監査役等の活動概要。
 - ハ 内部統制に関する活動概要。
 - ニ 重大な法令・定款違反。
 - ホ 当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事項。
 - ヘ 当社グループのコンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況その他コンプライアンス上重要な事項。
- ⑤ ③及び④の報告者が不利益な扱いを受けないことを確保する体制
- 監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないようにすることとする。その処遇については監査等委員会の同意を得ることとする。
- ⑥ 監査等委員会の職務の執行に係る費用等の処理方針に関する事項
- 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員の職務に必要なと認められる場合を除き、「監査等委員会への報告等に関する規程」に基づき、会社がこれを負担する。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役等の監査等委員監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
 - ロ 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、本部長会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができるとともに、必要に応じて取締役等（監査等委員である取締役を除く。）に対して報告を求めることができる。

- ハ 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人、関係会社監査役、内部統制統括部及び総務法務部その他監査業務を担当する部と定期的な会議等を持ち、また監査等委員会と内部統制統括部・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- ニ 監査等委員会は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役及び使用人に対し、その説明を求めることができる。

(内部統制システムの運用状況の概要)

「内部統制システムに関する基本方針」に沿った内部統制システムの当連結会計年度における整備及び運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 方針に記載の項目については、既に基本的な制度等を整備済みであり、引続き、適切な運用を行っている。
- ② 2021年4月に「ビックカメラのパーパス」（お客様の購買代理人としてくらしにお役に立つ暮らし応援企業であること）を定め、パーパスに沿った経営を行っている。
- ③ 2021年9月に内部統制の整備を統括する内部統制部門及び内部統制本部を設置した。
- ④ 業務のより効率的かつ組織的な執行を可能とするため、「職務分掌規程」に基づき、各担当事務についてより詳細な業務マニュアルの作成を行い、更にその改善に努めている。
- ⑤ コンプライアンスについては、「公益通報者保護規程」を定め、消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」に沿った対応を行っている。コンプライアンス相談窓口については、広く社内に周知し、その活用が図られている。コンプライアンス委員会においては、毎月その内容が報告され、定期的に取り締役会においても報告がされている。
- ⑥ 個人情報保護については、当社、株式会社コジマ、株式会社ソフマップ、株式会社ラネット及び豊島ケーブルネットワーク株式会社が「プライバシーマーク」を取得しており（計5社）、厳正な管理を行っている。また、「個人情報保護管理規程」を定め、「個人情報の保護に関する法律」に沿った個人情報保護に努めている。
- ⑦ 不当景品類及び不当表示防止法の課徴金制度に対応し、「景品・表示規程」を定め、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」に沿った対応を行うとともに、研修と人材の養成を行っている。
- ⑧ グループ内部統制統括部は、「内部監査規程」に基づき、監査等委員及び会計監査人とも連携を図り、第42期において153回の内部監査を実施した。

- ⑨ 働き方改革を推進し、安全で働きやすい職場環境を整備して、労働生産性を高めるとともに、「健康経営宣言」を行い、従業員とその家族の健康をサポートする施策を推進しており、経済産業省の定める「健康経営優良法人2022（大規模法人部門）」の認定を受けている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規程」、「情報セキュリティ規程」、「機密情報取扱規程」、「個人情報保護管理規程」等に基づき、取締役会、本部長会等の議事録・会議書類、個人情報及び機密情報等の責任部署を決定し適切に保存、管理するとともに、必要に応じて利用等に供する体制を整備している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に基づき、当社及び関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）全体を対象としたリスク管理体制の整備を行っている。2019年9月にリスク管理を経営の重要課題とし、行動指針を定めるリスク管理基本方針を定めた。また、「リスク管理規程」を改正し、各部門に選任したリスク管理推進者を委員とし、毎月リスクの情報収集、検討、協議を行うリスク管理実務担当者会議を設置する等のリスク管理の強化を図っている。
- ② 毎月、本部長会に、関係会社からのリスク管理報告書を含めて説明するとともに四半期に1回リスク管理委員会を開催し、より実効性のあるリスク管理体制についての議論が行われ、四半期に1回取締役会にもその内容の報告を行っている。
- ③ 大地震やサイバー攻撃により甚大な被害を受けた場合を想定して、事業継続計画（BCP）の策定を進めており、今後、BCP対応訓練の実施等により、その有効性を高める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」等に基づき、第42期において、取締役会（定時12回、臨時6回）、本部長会（定時12回、臨時5回）、執行役員会（定時12回）等が開催された。
- ② 業績のタイムリーな把握については、当社グループ全体の月次決算、日次売上等の情報が業務報告やシステム等を通じて、迅速に報告されている。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」及び「リスク管理規程」に基づき、関係会社の業態区分に応じて、内部統制に関する報告書及びリスク管理報告書を徴求し、それらの報告書等も踏まえ、より一層の当社グループ全体の内部統制の強化を図っている。
- ② 上記規程に基づき、関係会社の担当部門とグループ内部統制統括部が連携して、第42期において関係会社の内部監査を14社実施した。
- ③ 関係会社の業務内容等について、取締役会を始めとする様々な会議体において、情報の共有及び協議が行われた。
- ④ コンプライアンス担当部門及び関係部門は、当社グループ全体を対象として、景品表示法、マイナンバー制度等の法令研修を開催している。
- ⑤ 当社グループ全体の経営の効率化と適正な財務報告を実現するため、より効率的なシステム導入とIT統制の強化を行っている。
- ⑥ 「情報セキュリティ規程」、「情報システム管理規程」及び「セキュリティ委員会規則」に基づき、セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティの強化を図っている。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループ各社の財務報告に係る内部統制の評価については毎期の決算時に行っており、適正な財務書類の作成に向けてその体制の強化を図っている。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 引続き、社内研修等を通じて反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行うこととしている。
- ② 「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関とも連携し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っている。
- ③ 取引先についても、「契約管理規程」に基づきチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしている。

(8) 監査等委員会の職務の執行に必要な体制に関する事項

- ① 「監査等委員会への報告等に関する規程」に基づき、監査等委員会による監査の実効性を高める運用を行っている。
- ② 監査等委員である取締役は取締役会等に出席するとともに、当社グループ各社の取締役及び使用人から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
- ③ 監査等委員会は代表取締役、会計監査人、関係会社監査役等と定期的な会合等を持ち、より広範な情報共有を行っている。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年9月1日)
(至 2022年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,929	27,103	105,983	△16,729	142,287
会計方針の変更による累積的影響額			△10,366		△10,366
会計方針の変更を反映した当期首残高	25,929	27,103	95,616	△16,729	131,920
当期変動額					
剰余金の配当			△2,628		△2,628
親会社株主に帰属する当期純利益			5,765		5,765
自己株式の取得				△4,999	△4,999
自己株式の処分		3		36	39
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	3	3,137	△4,963	△1,823
当期末残高	25,929	27,107	98,753	△21,693	130,097

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,593	△149	1,443	151	35,640	179,523
会計方針の変更による累積的影響額					△884	△11,250
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,593	△149	1,443	151	34,756	168,272
当期変動額						
剰余金の配当						△2,628
親会社株主に帰属する当期純利益						5,765
自己株式の取得						△4,999
自己株式の処分						39
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5	△171	△165	32	2,817	2,684
当期変動額合計	5	△171	△165	32	2,817	861
当期末残高	1,599	△321	1,278	183	37,574	169,133

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

連結子会社の名称

株式会社WILBY
株式会社生毛工房
株式会社ジェービーエス
株式会社ソフマップ
株式会社東京計画
株式会社ビック酒販
株式会社ビックライフソリューション
株式会社ラネット
東京カメラ流通協同組合
株式会社じゃんぱら
豊島ケーブルネットワーク株式会社
日本BS放送株式会社
株式会社コジマ

連結の範囲の変更

当連結会計年度より、株式会社じゃんぱらは、株式会社ソフマップ(連結子会社)が2021年12月22日に株式を取得し、子会社となったため、連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度より、株式会社東京サービスステーションは、当社を存続会社とする吸収合併(合併期日:2022年4月1日)により消滅したため、アロージャパン株式会社は、株式会社ラネット(連結子会社)を存続会社とする吸収合併(合併期日:2022年8月1日)により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

株式会社ビックロジサービス
株式会社フューチャー・エコロジー
株式会社セレン
その他4社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

子会社としなかった理由

株式会社ビックカメラ楽天
当社は、株式会社ビックカメラ楽天の議決権の51%を所有しておりますが、同社は合併会社であり、共同支配の実態があるためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社の数 2社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社ビックカメラ楽天

楽天ビック株式会社

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

非連結子会社

株式会社ビックロジサービス

株式会社フューチャー・エコロジー

株式会社セレン

その他4社

関連会社

A i r B I C株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社じゃんぱらの決算日は7月31日であります。

連結子会社の決算日と連結決算日との差異が3か月を超えない場合においては、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、

売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産
商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ただし、株式会社ソフマップにおいて、商品（中古ハード）については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、株式会社コジマにおいては、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物について、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額（46百万円）については、債権から直接減額しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に係る修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績に基づき将来の修理費用見込額を計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。

⑤ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 物品販売事業

家電製品等の小売業を主な事業としており、顧客との契約から生じる収益は、主に店頭販売やインターネット販売等における商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。その内、イ. ポイント制度、ロ. 修理保証サービス制度については、その履行義務の内容と履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。また、一部の消化仕入に係る収益等については、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当する取引については、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

イ. ポイント制度に係る収益認識

当社グループが運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上しております。

また、他社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、取引価格から付与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

ロ. 修理保証サービス制度に係る収益認識

当社グループは販売した家電等一部の商品に対して、保証期間内における正常使用の範囲内で発生した故障に係る修理費を当社グループが負担する無償の長期保証サービス、及び別途の契約に基づく有償の長期保証サービスを提供しております。

当該サービスの履行義務を識別し、契約負債を計上しメーカー保証のある期間は据え置き、長期保証の期間に応じて均等按分し、収益認識しております。

② B S デジタル放送事業

B S デジタルハイビジョン放送を主な事業としております。主な履行義務は顧客との契約に基づき、視聴者に番組と広告を放送することであり、番組と広告を放送した時点で履行義務が充足されると判断し、放送した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価して

おります。ただし、特例処理を採用している金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年から15年の期間で均等償却しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年、7年、10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際の連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による当連結会計年度の連結計算書類に与える主な影響は次のとおりであります。

・顧客に対する販促活動に係る収益認識

当社グループが運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

また、他社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、従来は、販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、取引価格から付与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識する方法に変更しております。

・修理保証サービス制度に係る収益認識

当社グループは販売した家電等一部の商品に対して、保証期間内における正常使用の範囲内で発生した故障に係る修理費を当社グループが負担する無償の長期保証サービス、及び別途の契約に基づく有償の長期保証サービスを提供しております。

当該サービスについては、販売時一時の収益として認識しておりましたが、当該サービスの履行義務を識別し、メーカー保証のある期間は据え置き、長期保証の期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

・代理人取引に係る収益認識

一部の消化仕入に係る収益等について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識して

おりましたが、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため、代理人取引であると判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は 31,030百万円、売上原価は 6,445百万円、販売費及び一般管理費は 26,884百万円減少し、営業利益 2,299百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 2,279百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は 10,366百万円減少しております。なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当連結会計年度より、「契約負債（流動負債）」として表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「協賛金収入」（当連結会計年度 96百万円）及び「助成金収入」（当連結会計年度 319百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「賃貸収入原価」（当連結会計年度 31百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「店舗閉鎖損失引当金繰入額」（前連結会計年度 98百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

店舗設備等の固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産が87,030百万円（うち営業店舗に係る資産は50,835百万円）、無形固定資産が30,222百万円（うち営業店舗に係る資産は10,877百万円）計上しております。また、当連結会計年度の連結損益計算書において、固定資産の減損損失 4,658百万円（うち営業店舗に係る減損損失は1,762百万円）が計上されております。

2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各店舗の本社費配賦後の経常損益が過去2期連続してマイナスとなった場合、各店舗の本社費配賦後の経常損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合、店舗設備等の時価が著しく下落した場合、あるいは店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしております。

また、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回る店舗について、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、固定資産の帳簿価額を「回収可能価額」まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りは、商圏における市場環境等の影響を考慮した店舗ごとの事業計画を基礎としています。

新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期や再拡大の可能性等を正確に予測することは困難ではありますが、外部情報等を踏まえ、少なくとも2023年8月期中は都市部の店舗を中心に売上高への影響を受けるなどの仮定を置き、会計上の見積りを行っております。

そのため、今後の経営環境の変化等の要因により、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産

担保に供している資産	
定期預金	25百万円
投資有価証券	363百万円
計	388百万円

上記に対応する債務

 長期借入金 690百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 69,370百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

場所	用途	種類
東京都 他	営業店舗	建物及び構築物 等
東京都	その他	のれん・無形固定資産

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本としており、遊休資産については、当該資産単独でグルーピングしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗について、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失(1,814百万円)として特別損失に計上しております。当該減損損失の内訳は、建物及び構築物 1,563百万円、機械装置及び運搬具 1百万円、リース資産 16百万円、その他(有形固定資産) 147百万円、無形固定資産 50百万円並びにその他(投資その他の資産) 34百万円であります。

また、連結子会社が保有するのれん・無形固定資産の一部について将来の回収可能性を検討した結果、収益性の低下が見られたため回収可能価額まで減損し、当該金額を減損損失(2,844百万円)として特別損失に計上しております。当該減損損失の内訳は、のれん 1,560百万円並びに無形固定資産 1,284百万円であります。

当社グループの当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。なお、不動産については、不動産鑑定評価に基づき算定しており、店舗に係る無形固定資産及びリース資産については、正味売却価額をゼロとして算定しております。連結子会社におけるのれん及び無形固定資産の一部については使用価値に基づき回収可能価格を算定しており、将来キャッシュ・フローを9.2%の割引率で割り引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普通株式	188,146,304	-	-	188,146,304

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 の株式数 (株)
普通株式	12,207,800	4,800,502	26,800	16,981,502

- (注) 1. 普通株式の株式数の増加 4,800,502株は、市場買付けによる増加 4,800,500株のほか、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の株式数の減少 26,800株は、ストック・オプションとしての新株予約権の行使によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年11月19日 定時株主総会	普通株式	1,759	10	2021年8月31日	2021年11月22日
2022年4月12日 取締役会	普通株式	869	5	2022年2月28日	2022年5月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年11月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,711	10	2022年8月31日	2022年11月18日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- 普通株式 37,800株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用においては預金等の安全性の高い運用を行っております。資金調達においては設備等の長期資金は銀行借入や社債発行により、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、借入金利の上昇リスク及び為替相場の変動リスクを回避ないし軽減する目的に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、取引先の信用リスク等に晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また、時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。

差入保証金は、主に当社グループが展開する店舗のうちグループ外の賃貸人からの賃借物件に係るものでありますが、取引先企業等の財務状況等に関する信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。変動金利の社債及び借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金は、販売管理規程等に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金は、取引先企業等の財務状況等に関する信用リスクに晒されておりますが、定期的な財務状況等のモニタリングを実施しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引の契約先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的な時価や発行体（取引先）の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

変動金利の社債及び借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、必要に応じて、個別契約ごとに金利スワップ取引等のデリバティブ取引をヘッジ手段として利用する方針であります。

なお、当社では、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。連結子会社においても、当社の社内ルールに準じて、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、金融機関との間で当座貸越契約を締結しているほか、当社及び一部の連結子会社において、複数の金融機関との間で貸出コミットメント契約を設定することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 売掛金	41,672	41,653	△19
(2) 投資有価証券	10,156	10,156	－
(3) 差入保証金（1年内回収予定のものを含む） 貸倒引当金（*）	41,094 △24		
	41,070	40,075	△994
資産計	92,889	91,885	△1,014
(1) 社債（1年内償還予定のものを含む）	600	599	△0
(2) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	66,900	66,734	△165
(3) リース債務（1年内返済予定のものを含む）	992	976	△16
負債計	68,492	68,310	△182

（*）差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

- （注）1. 「現金及び預金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	3,035

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	10,156	－	－	10,156
資産計	10,156	－	－	10,156

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	－	41,653	－	41,653
差入保証金	－	40,075	－	40,075
資産計	－	81,728	－	81,728
社債 (1年内償還予定のものを含む)	－	599	－	599
長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	－	66,734	－	66,734
リース債務 (1年内返済予定のものを含む)	－	976	－	976
負債計	－	68,310	－	68,310

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金

売掛金は、債権額、契約期間、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価はレベル2に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを、合理的に見積った返済期日までの期間に対応する利率により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているもの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される、合理的に見積られた利率で割り引いて算定する方法によっております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計
	物品販売 事業	B S デジタル 放送事業	計		
音響映像商品	116,425	—	116,425	—	116,425
家庭電化商品	261,878	—	261,878	—	261,878
情報通信機器商品	262,778	—	262,778	—	262,778
その他(注2)	135,221	11,418	146,639	1,717	148,357
顧客との契約から生 じる収益	776,303	11,418	787,721	1,717	789,439
その他の収益	2,868	60	2,928	—	2,928
外部顧客への売上高	779,172	11,478	790,650	1,717	792,368

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ケーブルテレビ事業を含んでおります。

2. 「その他」の主な内訳は、物品販売事業におけるゲーム及びB S デジタル放送事業に関する収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、これらの収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	37,501百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	41,672百万円
契約負債(期首残高)	44,706百万円
契約負債(期末残高)	43,333百万円

契約負債は、主に、当社が運営するポイント制度に係るポイントを付与した額、当社が販売した家電等の一部の商品に対しての無償で提供する修理保証サービス制度に係る将来の修理費用見込額及び前受金等であり、契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、35,840百万円であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が1,372百万円減少した主な理由は、ポイント制度に係る契約負債の減少によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

	当連結会計年度
1年以内	34,390百万円
1年超2年以内	3,310百万円
2年超3年以内	2,313百万円
3年超4年以内	1,449百万円
4年超5年以内	729百万円
5年超	1,140百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 767円54銭
 2. 1株当たり当期純利益 33円22銭

(注) (会計方針の変更に関する注記)に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を当連結会計年度の期首から適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は48円30銭減少し、1株当たり当期純利益は12円10銭増加しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

企業結合等関係

取得による企業結合

(株式会社ソフマップによる株式の取得)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社じゃんぱら
事業の内容 携帯電話・パソコン等の買取販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、マテリアリティ（重要経営課題）として、循環型社会（サーキュラーエコノミー）への取組強化を掲げ、サービス・修理・買取・保証サービスの充実、リユース・リサイクルを含めた循環型ビジネスの構築を経営戦略の柱に掲げております。

株式会社じゃんぱらは、当社グループ未出店エリアを含む全国約50店舗でスマートフォンを中心としたデジタル家電の買取・下取、リユース事業を展開しており、リユース市場の規模拡大が予測される中、当社グループの業界シェアの拡大や利益の増加が見込めることが出来るものと判断したためであります。

(3) 企業結合日

2021年12月22日

(4) 企業結合の法的形式

当社の連結子会社である株式会社ソフマップによる現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社じゃんぱら

(6) 取得した議決権比率

100.00%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社ソフマップが現金を対価とする株式取得により、株式会社じゃんぱらの議決権の全てを取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年12月22日から2022年7月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得価額につきましては、当事者間の合意により非公表としておりますが、適正価額にて取得しております。

4. 主要な取得関連費用の内容及び内訳

アドバイザー費用等 18百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

3,155百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,626百万円
固定資産	1,200百万円
資産合計	3,827百万円
流動負債	1,585百万円
固定負債	196百万円
負債合計	1,782百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

共通支配下の取引等

(当社による連結子会社の吸収合併)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社東京サービスステーション
事業の内容	家庭電化商品等の設置工事

(2) 企業結合日

2022年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社東京サービスステーションを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ビックカメラ

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、自社の存在意義として制定したパーパス「お客様の購買代理人としてくらしにお役に立つくらし応援企業であること」の実現に向け、マテリアリティ（重要経営課題）の一つとして「お客様エンゲージメントの向上」を掲げております。

本合併は、「お客様エンゲージメントの向上」の取り組みの一環として、エアコン設置工事を中心とするお客様宅内工事について、当社直接の対応とすることにより、品質指標の可視化と向上、お客様との接点の強化並びに組織のスリム化を目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(連結子会社間の合併)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社ラネット
被結合当事企業の名称	アロージャパン株式会社
事業の内容	携帯電話販売代理店の運営

- (2) 企業結合日
2022年8月1日
 - (3) 企業結合の法的形式
株式会社ラネットを存続会社とし、アロージャパン株式会社を消滅会社とする吸収合併
 - (4) 結合後企業の名称
株式会社ラネット
 - (5) その他取引の概要に関する事項
株式会社ラネット及びアロージャパン株式会社が、それぞれ行っていた携帯電話の販売を1社に統合し、より一層の業務の効率化を図ることを目的としております。
2. 実施した会計処理の概要
- 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年9月1日)
(至 2022年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	25,929	27,019	54	27,073	27	8,760	54,510	63,297
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額							△8,928	△8,928
会計方針の変更を反映 した当期期首残高	25,929	27,019	54	27,073	27	8,760	45,581	54,368
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△2,628	△2,628
当期純利益							2,057	2,057
自己株式の取得								
自己株式の処分			3	3				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3	3	-	-	△571	△571
当 期 末 残 高	25,929	27,019	57	27,076	27	8,760	45,010	53,797

	株主資本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
当 期 首 残 高	△16,729	99,570	1,369	84	101,024
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△8,928			△8,928
会計方針の変更を反映 した当期期首残高	△16,729	90,642	1,369	84	92,096
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△2,628			△2,628
当期純利益		2,057			2,057
自己株式の取得	△4,999	△4,999			△4,999
自己株式の処分	36	39			39
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			55	△33	21
当 期 変 動 額 合 計	△4,963	△5,531	55	△33	△5,509
当 期 末 残 高	△21,693	85,110	1,425	50	86,586

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、回収可能性がほとんど無いと判断した回収不能見込額(46百万円)については、債権から直接減額しております。

- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。
- ④ 店舗閉鎖損失引当金
店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。
- ⑤ 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は家電製品等の小売業を主な事業としており、顧客との契約から生じる収益は、主に店頭販売やインターネット販売等における商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。
その内、イ. ポイント制度、ロ. 修理保証サービス制度については、その履行義務の内容と履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。
また、一部の消化仕入に係る収益等について、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当する取引については、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

① ポイント制度に係る収益認識

当社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上しております。

また、他社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、取引価格から付与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

② 修理保証サービス制度に係る収益認識

当社は販売した家電等一部の商品に対して、保証期間内における正常使用の範囲内で発生した故障に係る修理費を当社が負担する無償の長期保証サービス、及び別途の契約に基づく有償の長期保証サービスを提供しております。

当該サービスの履行義務を識別し、契約負債を計上しメーカー保証のある期間は据え置き、長期保証の期間に応じて均等按分し、収益認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

③ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による当事業年度の計算書類に与える主な影響は次のとおりであります。

・顧客に対する販促活動に係る収益認識

当社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

また、他社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、従来は、販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、取引価格から付与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識する方法に変更しております。

・修理保証サービス制度に係る収益認識

当社は販売した家電等一部の商品に対して、保証期間内における正常使用の範囲内で発生した故障に係る修理費を当社が負担する無償の長期保証サービス、及び別途の契約に基づく有償の長期保証サービスを提供しております。

当該サービスについては、販売時に一時の収益として認識しておりましたが、当該サービスの履行義務を識別し、メーカー保証のある期間は据え置き、長期保証の期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

・代理人取引に係る収益認識

一部の消化仕入に係る収益等について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため、代理人取引であると判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は 19,654百万円、売上原価は 5,146百万円、販売費及び一般管理費は 16,367百万円減少し、営業利益 1,859百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 1,849百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は 8,928百万円減少しております。なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「ポイント引当金」は、当事業年度より、「契約負債（流動負債）」として表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「店舗閉鎖損失引当金繰入額」(前事業年度 81百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

店舗設備等の固定資産の減損

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産が 52,313百万円(うち営業店舗に係る資産は 36,252百万円)、無形固定資産が 21,608百万円(うち営業店舗に係る資産は 10,393百万円)計上しております。また、当事業年度の損益計算書において、固定資産の減損損失 1,294百万円(うち営業店舗に係る減損損失は 1,243百万円)が計上されております。

2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)店舗設備等の固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	40,400百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務(区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	29,243百万円
長期金銭債権	808百万円
短期金銭債務	4,921百万円
長期金銭債務	0百万円
3. 取締役、監査役に対する金銭債務	
長期金銭債務	2百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	52,080百万円
仕入高	34,147百万円
販売費及び一般管理費	14,838百万円
営業取引以外の取引による取引高	5,491百万円

2. 減損損失

場所	用途	種類
東京都 他	営業店舗	建物及び構築物 等

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本としており、遊休資産については、当該資産単独でグルーピングしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗について、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失(1,294百万円)として特別損失に計上しております。当該減損損失の内訳は、建物及び構築物 1,129百万円、工具、器具及び備品 101百万円、無形固定資産 50百万円並びにその他(投資その他の資産) 12百万円であります。

当社の当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しており、当事業年度に減損損失を計上した資産グループについては、正味売却価格に基づき回収可能価格を算定しております。なお、不動産については、不動産鑑定評価に基づき算定しており、無形固定資産及びリース資産については、正味売却価額をゼロとして算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	12,207,800	4,800,502	26,800	16,981,502

(注) 1. 普通株式の株式数の増加 4,800,502株は、市場買付けによる増加 4,800,500株のほか、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の株式数の減少 26,800株は、ストック・オプションとしての新株予約権の行使によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
契約負債	6,786百万円
退職給付引当金	4,661百万円
減損損失	2,642百万円
関係会社株式	2,193百万円
流動化取消による影響額	2,163百万円
資産除去債務	1,790百万円
賞与引当金	568百万円
その他	2,312百万円
繰延税金資産小計	<u>23,119百万円</u>
評価性引当額	<u>△5,899百万円</u>
繰延税金資産合計	17,220百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△628百万円
長期前払費用	△519百万円
その他	△655百万円
繰延税金負債合計	<u>△1,804百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>15,415百万円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 ジェビーエス	所有 直接100.0	不動産の賃貸 貸付金の回収	不動産の賃貸 (注1)	1,895	前受収益	10
				貸付金の回収 (注3)	2,640	短期貸付金 一年内回収 予定長期貸 付金 関係会社長 期貸付金	1,193 490 2,400
				商品の発注及び代金 の支払業務の受託 (注2)	21,568	売掛金 未収入金	341 3,060
	株式会社 ソフマップ	所有 直接100.0	商品の発注及び代金 の支払業務の受託 貸付金の回収 不動産の賃貸 役員の兼任 等	貸付金の回収 (注4)	5,200	一年内回収 予定長期貸 付金 関係会社長 期貸付金	100 5,100
				不動産の賃貸 (注1)	2,016	—	—
				商品の発注及び代金 の支払業務の受託 ノウハウ・ブランド の提供 役員の兼任 等	197,067	未収入金 買掛金	15,674 1,157
	株式会社 コジマ	所有 直接50.6	商品の発注及び代金 の支払業務の受託 ノウハウ・ブランド の提供 役員の兼任 等	商品の発注及び代金 の支払業務の受託 (注2)	197,067	未収入金 買掛金	15,674 1,157

(注) (取引条件及び取引条件の決定方針等)

1. 賃貸料については、近隣の相場を勘案し決定しております。
2. 商品の発注及び代金の支払業務の受託については、当社の仕入先との取引条件と同一であります。受託手数料については、人件費等のコストを勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。
3. 貸付金の回収の取引金額については、貸付金の実行(4,733百万円)及び回収(2,093百万円)を相殺して記載しております。資金の貸付利率については、市場金利を勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。
4. 貸付金の回収の取引金額については、貸付金の実行(32,200百万円)及び回収(27,000百万円)を相殺して記載しております。資金の貸付利率については、市場金利を勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。

役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (個人)	新井 隆二	被所有 直接38.9 間接5.8	会長業務の委嘱	報酬の支払 (注6)	30	未払金 預り金	0 1
主要株主 (個人)が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	株式会社 シード (注1)	被所有 直接0.2	商品仕入	商品の仕入 (注8)	276	買掛金	28
	日本精密測器 株式会社 (注2)	—	商品販売 商品仕入	商品の販売 (注7)	16	—	—
				商品の仕入 (注8)	176	買掛金	10
	株式会社 ヒト・コミュニ ケーションズ (注3)	—	人材派遣	人材派遣料の支払 (注8)	52	未払金	4
	SALES ROBOTICS 株式会社 (注3)	—	業務委託	業務委託料の支払 (注8)	165	未払金	20
	株式会社 ラ・ホールディ ングス (注4)	被所有 直接5.3	不動産の賃借	賃借料の支払 (注9)	154	前払費用	15
				保証金の差入 (注9)	—	差入保証金	151
	株式会社 カシワエステート (注4)	—	不動産の賃借	賃借料の支払 (注10)	10	—	—
保証金の返還 (注10)				108	—	—	
中途解約の受 取 (注10)				41	—	—	
株式会社 クリーンエネ ルギー総合研 究所 (注5)	—	電力の購入	電力の購入 (注8)	251	未払金	131	

- (注) 1. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の59.02%を直接保有しております。なお、直接保有の59.02%については、新井隆二氏からみずほ信託銀行株式会社、野村信託銀行株式会社、株式会社SMB C信託銀行及び三井住友信託銀行株式会社へ委託された信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については、新井隆二氏が指図権を留保しております。
2. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の90.33%を間接保有しております。
3. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の62.76%を間接保有しております。なお、間接保有の50.92%については、新井隆二氏から野村信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び株式会社SMB C信託銀行へ委託された信託財産であり、信託契約上、議決権の行使

- については、新井隆二氏が指図権を留保しております。
4. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の100.00%を直接保有しております。
 5. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の98.83%を間接保有しております。
(取引条件及び取引条件の決定方針等)
 6. 新井隆二氏は、当社の創業者かつ代表取締役経験者であり、長年の経験と知見並びに幅広い人脈を有しており、これを当社業務に活かすため、会長という立場で当社の現経営陣に対して、助言等を行っております。報酬額については、委嘱する業務の内容等を勘案し決定しております。
 7. 商品の販売については、市場価格等を勘案し、当社希望価格を提示し、交渉の上、価格決定を行っております。
 8. 商品の仕入、業務委託料の支払、人材派遣料の支払及び電力の購入等については、他社から入手した取引条件の見積りとの比較等を行い、個別に交渉の上決定しております。
 9. 賃借料の支払及び保証金の差入については、近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上決定しております。
 10. 賃借料及び保証金については、近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上決定しております。中途解約金の受取については、個別に協議の上決定しております。なお、形式的には、不動産の転貸人との賃貸借契約に基づく取引ですが、実質的には、転貸人を経由した当社と株式会社カシワエステートとの取引であり、本取引はすべての取引が2021年10月に終了しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 505円57銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 11円85銭 |

(注) (会計方針の変更に関する注記)に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を当事業年度の期首から適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は41円36銭減少し、1株当たり当期純利益は10円65銭増加しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

企業結合等関係

共通支配下の取引等

連結注記表（その他の注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。

